

一時帰宅【3巡目】に関する質疑応答集

NO	質疑	応答
1	2巡目と3巡目の主な変更点1について	<p>【3巡目】より、中継基地が警戒区域内(楢葉町内:詳細未定)に設置される予定のため、決定者に対し、前もって通行許可証を送付(決定通知書と同封)することとなります。<u>通行許可証の持参を忘れてしまうと、立入手続きに時間を要することとなりますので、忘れずに持参してください。</u></p>
2	2巡目と3巡目の主な変更点2について	<p>ステップ2が終了し原子炉状況が安定化(放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている状況)したため、自家用車方式を利用する場合も、<u>1名での立入りが可能</u>となります。 <u>また、申込書にて事前登録を行い審査を経れば、墓参り等自宅以外への立ち寄りや修繕・引越業社帯同による簡易な修繕・引越作業(3時間程度で終わられる作業)、区域内の自宅へ自家用車等を戻したい方への対応も認められます。</u> なお、上記修繕・引越を希望する場合、業者の車両に限り1台の帯同が認められます。自宅へ戻す車両も同様に帯同が認められますが、その場合、立入者数が帰りの車両の乗車定員内となるよう注意してください。</p>
3	バス方式について	<p>2巡目と同様、帰宅者数は1世帯2名まで、帰宅時間を受付時より4時間以内とし、持出物品量についてはバスに積載でき、1回の搬送で持出せる量となります。申込書にて、送迎バスの利用の有無等について、ご回答ください。</p>
4	自家用車方式について	<p>2巡目と同様、帰宅車両は1世帯1台で、帰宅時間は受付時より4時間以内、持出物品量については車両に積載可能な量となります。 なお、【3巡目】における帰宅者数は<u>1名以上</u>、当該車両の乗車定員数までに変更となります。</p>
5	自家用車方式で使用出来る車両について	<p>原則として、現在保有の普通免許で運転できる範囲内である、いわゆる2tトラック(最大積載量3t、車長6.4m)までを上限とする。 また、2巡目同様、相手側に利用趣旨を説明し、了承を得た借上自動車(レンタカー等)も認めます。</p>
6	帰宅車両や人員の変更について	<p>2巡目と同様、帰宅車両や人員に変更が生じた場合は、原則2日前までに町災害対策本部会津美里出張所(電話:0242-56-2155、フリーダイヤル:0120-562-150)まで連絡してください。変更手続きを行わない場合、警戒区域内へは立入り出来ません。</p>

NO	質疑	応答
7	一時帰宅の対象外者について	2巡目と同様、妊婦や15歳未満、本人確認が出来ない方、その他体調が悪い方等については、一時帰宅の対象外とさせていただきます。
8	同行者について	2巡目と同様、知人・友人でも対象となりますが、本人確認資料を必要とします。なお、世帯主に対し代理をたてる場合は、決定書類に同封される委任状が必要となります。
9	1台での複数世帯の立入りについて	2巡目と同様、立入りが認められる車の定員の範囲であれば、一台の車に複数世帯が乗車(隣人等が同乗)して立ち入ることは可能です。
10	持出物品について	2巡目と同様、「食品」・「生き物」・「屋外にあるもの」は持出せません。持出せなかったものは原子力損害賠償法に基づく補償対象物として申請してください。
11	屋外及び屋内の定義について	屋内とは周囲が囲まれ外部から遮蔽されている空間とし、屋外はそれ以外の空間とします。
12	「食品」は持出せないとのことだが、倉庫に格納している米についても持出せないのか。	2巡目と同様、町民からの要求(ニーズ)が多いことから、政府に対し要請はしたものの、原子力安全委員会の判断により、経口摂取するものは全て不可とされています。
13	「生き物」は持出せないとのことだが、現在までに救出されなかったペットに対しての救済措置は考えていないのか。	2巡目と同様、今回の一時帰宅【3巡目】と同時並行して実施するのではなく、ペットに特化した救出作戦を環境省及び福島県にて実施しています。詳細については【県相双保健福祉事務所:0244-26-1339】までお問い合わせください。
14	一時帰宅【3巡目】の申込方法・立入順序について	受付期間を平成24年1月20日から2月29日までとし、町より発送された意向確認・申込書に必要事項を記載し、同封の返信用封筒により返送された方から受け付け開始となります。申込情報の審査後、受付順序に基づき対象者を決定します。 なお、電話やFAX、Eメール等での申込みは出来ませんのでご了承ください。

NO	質疑	応答
15	一時帰宅先について	<p>帰宅先は、原則として住民票記載の住所となります。別荘等へ入る場合は、別途事実確認をさせていただきます。</p> <p>また、【3巡目】では、<u>墓参り等自宅以外への立ち寄りも、申込書により事前登録を行い、審査を得れば可能となります。</u></p> <p>なお、帰宅・立入先までの道路状況を示した危険箇所図（ハザードマップ）を町で作成のうえ配布しますので適宜ご利用ください。</p>
16	中継基地から自宅までの経路について	<p>2巡目と同様、経路の指定はないが、道路状況が相当程度悪く、多くの信号機が作動していないため、決定通知と併せて送付する道路状況危険箇所図（ハザードマップ）をもとに、細心の注意を払い運転してください。</p> <p>なお、警察車両による警戒区域内取締強化策がとられているため、申込により登録した立入先以外への立寄りはご遠慮ください。</p>
17	基本装備について	<p>2巡目同様、長袖長ズボンであれば防護服の着用は必要としないが、当日の気温との兼合いによっては、自宅出入りの際の私服汚染を防ぐ観点から、その着用を推奨します。なお、キャップ・手袋・靴カバーについては、今回も装着していただきます。</p>
18	スクリーニング証明書について	<p><u>スクリーニング終了後は、スクリーニング済であることを記載した証明書をスクリーニング会場にて発行いたします。警戒区域退出の際は、検問所担当職員まで通行証と併せて提示してください。提示が無い場合は警戒区域からの退出が出来ませんので、必ずスクリーニングを受けてください。</u></p>
19	弁当等食料の持込みについて	<p>2巡目と同様、警戒区域内では車中や自宅内において飲食することが可能となっておりますので、必要に応じ、各自ご準備ください。</p>
20	一時帰宅に係る費用について	<p>前泊費用等については、今後の原子力損害賠償請求において計上してください。詳細は【原子力補償相談室：0120-926-404】へお問合わせください。</p> <p>なお、中継基地においても引続き東京電力株式会社による相談対応を実施する予定となっております。</p>
21	一時帰宅【3巡目】における自家用車等の持出しについて	<p>今回の一時帰宅【3巡目】の際に、自宅等においてある自家用車等の持出しは出来ません。3巡目終了後実施予定の自家用車持出しに特化した搬出作戦をご利用ください。</p> <p><u>なお、区域内の自宅へ自家用車等を戻したい場合は、申込書にて事前登録をお願いします。</u></p>